

司法修習委員会（第32回）議事録

1 日時

平成28年11月15日(火)午後3時30分から午後5時まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

(委員) 井窪保彦, 今田幸子, 翁百合, 片岡弘, 木村光江, 小泉博嗣, 酒巻匡,
高橋宏志(委員長), 栃木力(敬称略)

(幹事) 飯島泰, 神山啓史, 黒河内明子, 小林克典, 佐伯恒治, 染谷武宣, 藤原
浩, 細田啓介, 松本利幸, 森本宏(敬称略)

4 議題

(1) 意見交換

ア 導入修習に関する状況等について

イ 分野別実務修習に関する状況等について

(2) 今後の予定について

5 配布資料

(資料)

63 導入修習後の状況等に関するアンケート集計結果

6 議事

(1) 委員・幹事の交替

稲川委員, 瀧澤委員に替わり, 片岡委員, 栃木委員が, 西山幹事, 花村幹事に替わり, 佐伯幹事, 松本幹事が新たに任命された旨の報告

(2) 報告

染谷幹事から, 司法修習の実施状況等について報告がされた。

また, 染谷幹事から, 平成28年司法試験の結果が本年9月6日に発表され,

1583人が合格したこと、司法試験予備試験合格の資格に基づく司法試験合格者は235人であること、全合格者に占める予備試験合格資格に基づく合格者の割合は約14.8%となり、昨年の約10.1%から増加していることが報告された。

続いて、染谷幹事から、第69期司法修習生の貸与申請の状況について、平成28年9月27日現在で、合計1300件の貸与申請がされており、司法修習生全体の約72.7%に当たること、兼業許可の状況については、同年9月30日現在で、310件を許可していることが報告された。

(高橋委員長)

ただいまの報告について、御質問あるいは御意見があればお願いしたい。

(翁委員)

司法試験全合格者に占める予備試験合格資格に基づく合格者の割合が増えてきているとのことであるが、司法研修所の教官の側から見て、予備試験合格資格での司法試験合格者と法科大学院を修了した司法試験合格者との差について、何か感じていることがあれば、教えていただきたい。

(細田幹事)

現に指導に当たっている立場から申し上げますと、この人は予備試験経由の合格者であるとか、この人は法科大学院修了の合格者であるとか、普段の講義の中で意識するということは、ほとんどない。そういう意味では、個々の司法修習生の出来不出来を感じたときに、予備試験経由の合格者なのか、法科大学院修了の合格者なのかを確認することもないではないが、両者にそれほど顕著な差異は感じられない。年齢が若い人でも、頼りなさそうな人もいれば、自信を持って取り組んでいる人もおり、お年を召している人でも、若い人に溶け込んでいる人もいれば、それなりの貫禄がある人もいるなど、いろいろな人がいる。それぞれの個性によるところもあり、この人が予備試験経由の合格者であるとか、法科大学院修了の合格者であるとか、両方で顕著に

何か違いがあるかという点、特段思い当たらない。

(神山幹事)

刑事弁護という科目の特殊性かもしれないが、刑事弁護の実務的な内容は法科大学院でも詳しく学ぶわけではない。導入修習を受けて、その後、分野別実務修習に移ったときに体感してくるものである。そういう意味では、今の細田幹事の発言と同じように、実際に教えている我々の立場から両者に差があるというふうには特には感じていない。

ただ、分野別実務修習において実際に指導を担当している現場の弁護士から見ると、もしかしたら両者に差があるのかもしれない。

(高橋委員長)

予備試験経由の合格者と法科大学院修了の合格者で、特に差を意識させられることはないということだろうか。

(藤原幹事)

法科大学院の関係者に聞いたのだが、例えば、法科大学院在学中に予備試験に合格したけれども、法科大学院修了の資格で司法試験を受けるなど、予備試験に合格し、かつ法科大学院を修了した人が多数いるので、予備試験経由の合格者と法科大学院修了の合格者を明確には区別しづらい部分があると思う。

司法試験合格祝賀会で、予備試験経由で合格したのか、法科大学院を修了して合格したのかを尋ねると、「両方です。」と言う人もいる。そのような状況なので、いずれのルートで司法試験に合格したのかという区分は、現場でも分かりづらいのではないと思う。

(高橋委員長)

予備試験合格者のデータでは、法科大学院修了者、在学中の者、中退者が半分近くを占めているようである。制度が予定していたところとは違っているのかもしれないが、修習課程で両者に特に顕著に差があるわけではないとい

うことだろうか。

翁委員のお話にあったように、もし両者に顕著な差があるのであれば、司法修習委員会でも、カリキュラムの工夫等を考えなければいけないのかもしれないが、そこまでの事情はないということかと理解した。

(3) 意見交換

ア 導入修習に関する状況等について

(高橋委員長)

まず、導入修習に関して、司法修習生指導担当者協議会（指担協）の協議結果と導入修習アンケートについて、染谷幹事から報告をお願いしたい。

(染谷幹事)

導入修習に関する状況等について、御説明する。

本年7月に開催した指担協の協議事項については、前回の本委員会で御確認いただいた協議事項案を基に、「①導入修習を実施したことによる分野別実務修習への効果や影響等について」、「②分野別実務修習の実情及び充実方策について」及び「③選択型実務修習の実情及び充実方策について」と確定させた。民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の各分科会で協議がなされ、意見交換を行った。以下、その内容を簡単に御紹介する。

まず、各分科協議を通じて、導入修習の成果として、昨年度の指担協と同様に、実務修習の円滑な実施という導入修習の目的を一定程度達成できていると評価する意見が多く見られたところである。

民事裁判の分科協議において、第67期までは、修習開始時点では分野別実務修習で学修すべき内容についてのイメージを持って戸惑っている司法修習生が多かったが、導入修習が始まった第68期以降は、そのイメージを持って修習に臨んでおり、分野別実務修習をスムーズに開始できているといった意見があり、この意見に代表されるところであるが、特に実務修習開始当初の第1クールでの修習状況に関して、導入修習の積極的な効果があったと

いう指摘があった。

また、導入修習での学修による成果についても、刑事裁判では、証拠構造や事実認定の手法等について理解できており、スムーズに分野別実務修習に取り組んでいるという指摘があり、検察では、修習開始直後から、犯人性や犯罪の成否といった検討順序、間接事実の拾い上げとその意味付け、客観証拠からの認定といった基本的な検討手法が身に付いていたという指摘があったほか、弁護では、第三者的視点ではなく、当事者としての視点を持って弁護修習を行っているという指摘があった。このように、導入修習を行うことで各分野の基本的事項の理解が進んでいるとの指摘がされているところである。他方で、民事裁判では、民事訴訟法や要件事実等の基礎的知識に不足が見られる司法修習生が一部に見られるとの指摘もあった。

次に、自らの知識・能力の不足に気付かせ、自学自修を促すとの導入修習のもう一つの目的との関係では、民事裁判では、学修への動機付けがされていることから、従前よりも傍聴や起案等に対して積極的であり、自学自修の態度も身に付けてきているとの指摘があった一方で、刑事裁判では、一部には、自学自修の意識が高いとはいえない司法修習生や自分の知識不足に気付いていない司法修習生もいるという指摘もあった。

続いて、導入修習が実施されたことで、実施前よりも分野別実務修習が数日短縮されているが、従前実施していた導入起案や合同修習を減らすなどして対応しており、期間短縮の影響については特に感じないとの指摘が多かったところである。むしろ、検察では、従前実施していた講義や起案・講評等を削減できたことにより、修習開始当初から、実際の事件を配点したり、実務的な内容の演習を実施したりできるようになったといった積極的な評価もあり、導入修習が実施される前に比べて、分野別実務修習の段階でより発展的な指導を行うことができているとの意見が目立った。

次に、司法修習生に対して行ったアンケート調査の結果を御報告する。

第69期でも、第68期に引き続き、導入修習の終了の段階と集合修習の開始の段階の2回にわたって、司法修習生に対するアンケート調査を実施した。前回の委員会では、導入修習終了時に実施したアンケート調査の結果を御報告したが、今般、集合修習開始時の2回目のアンケート結果を集計したので御報告する。今回のアンケートは、基本的には第68期の同時期に実施した内容とほぼ同様である。

資料63がアンケートの実施結果を集計したものである。その冒頭に記載があるとおり、司法修習生1785人中1556人が回答しており、回収率は約87.2%である。

アンケートの問1は、導入修習を通じて感じた知識・能力の不足と、分野別実務修習中の自学自修の状況について質問したものである。問立てとしては、第一に、導入修習を通じて自らの知識・能力に不足を感じたものがあるかどうかを尋ね、第二に、不足を感じたと回答した者について、分野別実務修習中に自学自修に取り組んだかどうかを尋ね、第三に、取り組んだと回答した者について、その内容を尋ねるという構成とした。

図表1-1-1は、青色と赤色の棒グラフを合わせた長さが「知識・能力」に不足を感じた割合、そのうちの青色の棒グラフが実際に自学自修に取り組んだ割合をそれぞれ示している。

図表1-1-2から1-1-4は、第68期と第69期の結果を比較したものである。青色と赤色の棒グラフの合計である不足を感じた割合が多かった上位3つが、「事実認定の知識等」、「刑事訴訟手続知識」、「要件事実の考え方」であり、不足を感じた割合が最も少なかったのが「刑事実体法の知識」であるという点では第68期と全く同様の結果となっている。

次に、自学自修の内容について、第68期と第69期を比較したものが図表1-2であるが、最も高い割合を占めたのが「研修所教材等」であり、「法律基本書」と「導入修習の復習」が続いているなどの全体の傾向は第68期と

ほぼ同様といえる。

次に、アンケート問2の結果について御説明する。問2は、導入修習の2つの目的に照らして、導入修習の各カリキュラムがどの程度役に立ったかを尋ねたものである。

なお、前々回の委員会では、第68期で同時期に実施したアンケートにおいて、「導入修習の各カリキュラムが分野別実務修習を行うに当たってどの程度役に立ったか」という問立てにしていたため、そのような問立てにすると、導入修習で学修した内容を分野別実務修習で実際に体験する機会があれば「役に立った」という評価になるし、体験しなかった場合には「役に立たなかった」という評価になるのではないかという御指摘をいただいた。そのため、今回は、導入修習の2つの目的に照らして各カリキュラムがどの程度役に立ったかを問うという形に、問立ての仕方を若干変更している。

その結果をまとめたのが図表2-1であるが、カリキュラムのうち、1つでも「役に立たなかった」ものがあると答えた者の割合は、第68期では10.3%あったのが、第69期では6.7%に減少している。

また、個々のカリキュラムの集計結果は、図表2-2-1であるが、これを見ると、ほぼ全てのカリキュラムで「役に立った」と「少しは役に立った」を合わせた割合が8割を超えていることが分かる。

図表2-2-2と2-2-3は、第68期と第69期を比較したもので、各カリキュラムの評価の割合に大きな変化は見られず、評価は概ね安定しているといえるが、「役に立った」の割合が増加しているカリキュラムが比較的多いほか、特に、第68期では「役に立った」、「少しは役に立った」を合わせた肯定的評価の割合が比較的少なかった「民弁講義2」及び「裁判官の役割・職務、裁判修習のガイダンス」の2つのカリキュラムについて、肯定的評価の割合が増加している。

最後に、アンケート問3で、導入修習のカリキュラムで取り扱った内容のほ

かに、分野別実務修習を円滑に行うために、導入修習段階で学んでおきたかったことがあるかどうかを尋ねた。図表3がその集計結果であるが、「ない」という回答が70.3%、「ある」という回答が11.5%となっており、「ある」の回答割合は第68期の16.6%から減少している。

「ある」と回答した者には、その内容を自由記載の方法で記入することを求めているが、自由記載欄において回答数（延べ人数）が多かった項目は、順に、「起案・書面の書き方」が28人、「倒産法の知識」が20人、「事実認定の手法」が16人、「和解・示談に関する知識・技法」、「訴訟手続一般」及び「家事事件の知識」を挙げた者が各11人となっている。

私からの報告は以上である。

（高橋委員長）

これらの点については、本年11月8日に幹事会を開いて議論していただいたということであるので、染谷幹事からその議論状況の報告をお願いしたい。

（染谷幹事）

11月8日に、第32回幹事会を開催した。

幹事会では、導入修習に関して、今しがた私からしたのとおおむね同旨の御報告をさせていただいた。出席した幹事からは、自らの知識・能力の不足を認識していない司法修習生や、不足を認識しながら自学自修に取り組まない司法修習生が一定数いるとのアンケート結果及び指担協での指摘に関して、次のような意見があったので紹介する。

まず、①アンケートの各項目によって自学自修に適した資料等が多くあるものと、そういった資料等が比較的少ないものがあり、後者については自学自修に取り組まなかった割合が比較的多かったのではないかと意見があり、これに対して、②自学自修に適した資料等が多くある項目についても、自学自修に取り組まなかった者が一定数いるというのは一層問題ではないか、あるいは、自学自修に適した資料等が少ない項目についても、実際には自学自

修を取り組んだ者がいるので、そこで行われた自学自修の内容を分析して共有できるようにしたらよいのではないかといった意見があった。

また、③自学自修に取り組まなかった司法修習生の中には、導入修習中の学修や実務修習における指導官からの指導等によって不足を克服したと自己評価した者も一定数いたのではないかという指摘があった。これに関連して、④現状のアンケートでは、自学自修に取り組まなかった理由が、自らの不足を認識しながらそれを放置していたのか、あるいは、その後の実務修習等により不足を克服したと感じたからなのかを判別できないので、アンケートの質問の仕方を工夫することを検討してはどうかという意見があった。

このほか、刑事裁判、民事弁護及び刑事弁護の各上席教官の幹事から、第68期から第69期にかけてアンケート結果の改善が見られた点について、第69期におけるカリキュラムの変更が功を奏したと言えるかという点や、第70期で更なるカリキュラムの変更を予定しているかどうかという点について、説明があった。

これらを踏まえて、導入修習については第69期のアンケートの結果を見ても第68期同様、各カリキュラムへの評価は安定してきている、あるいは改善されてきており、導入修習の所期の目的はほぼ達成できているという印象もあるが、今後とも検証を継続しつつ、司法研修所教官室において、導入修習の2つの目的に即したものとなるよう、引き続き改善に努めていく必要があるということ、委員会においても同様に御意見を伺う必要があるということで、幹事会では意見が一致した。

(高橋委員長)

以上の報告を踏まえて、指担協の協議結果と導入修習のアンケートについて、議論をお願いしたい。

(今田委員)

今回の導入修習アンケートの回収率は87.2%となっているが、毎回この

ぐらいの回収率なのか。

(染谷幹事)

前はもう少し高かったと記憶している。

(今田委員)

通常、アンケート調査には回収率があって、回収できない人がいるのが当然の前提となっている。もっとも、司法修習生は色々と指導してもらう立場であり、今後のカリキュラムの改善のためにアンケートを実施しているということを理解しているはずだが、それでもアンケートに協力しないというのは、何か事情があるのか。

(染谷幹事)

集合修習はある程度期間があり、その間にアンケートの提出を促している。未提出者には提出するよう繰り返し依頼しているが、最後まで提出しない人が一定数いた。今のお話にあったように、本来は修習を受けている立場にある以上は、自分たちがアンケートに協力することで、今後後輩たちが受ける修習がより良いものとなっていくということに気付いてもらいたいところではある。提出しなかった理由は詳細には聞いていないが、努力はしたもののこのような結果になってしまった。次回以降、更にアンケートの回収率を上げる努力をできるかどうか、検討していきたい。

(木村委員)

修習については、改善を重ねて効果が上がっているということで、すばらしいと思う。導入修習に入る前に、事前課題が段ボール箱に入った状態で自宅に送られてくるという話を司法修習生から聞いているのだが、その事前課題は司法研修所でどのように扱っているのか、あるいは、その出来不出来をある程度フィードバックして指導をしているのか、教えていただければと思う。

(細田幹事)

司法修習を担当する教官室は5つあり、各教官室が事前課題を出すので、司

法修習生の元にはかなりの量の課題が届くのだが、刑事裁判に関する事前課題を御紹介させていただく。

1つは、事実認定の基本的な考え方を理解してもらうために、ステップを踏んで、ワークブック的な形で進めていくと事実認定の基本的な理解が得られるような教材を与えて、課題としている。

さらに、刑事裁判教官室で、争点整理に重点を置いた新しい教材である「プラクティス刑事裁判」を作成して、これを事前にしっかり読んでくることを事前課題にしている。

ほかにも幾つか課題があるが、大きなところでは以上のとおりであり、事実認定と手続面の2つを事前に学修してくるよう指示している。

それらの事前課題の成果を使って、導入修習のカリキュラムを行うという組立てにしており、事前課題との連続性を考えて、導入修習の効果が上がるようにした。

(木村委員)

提出物もある程度あるのか、また、提出物を教官が確認して、何かに利用することはあるのか。

(細田幹事)

提出をお願いしているところではあるが、司法修習生約70人分、あるいは教官によっては2クラスを担当しているので約140人分が、導入修習の非常に短い期間に提出されるので、詳細に検討するのは難しく、ざっと通読して、どのような傾向にあるのかを確認するのに利用するという形にとどまっている。

(高橋委員長)

70期においてカリキュラムを変更した部分があれば、御紹介いただければと思う。

(神山幹事)

刑事弁護科目について、御説明させていただく。

資料63の図表2-2-3で、「刑弁講義1」、「刑弁講義2」及び「刑弁即
日起案と問題研究」の講義が、第68期に比べて第69期では「役に立った」
の割合が増えた。第68期では必ずしも系統的なプログラムを組むことがで
きなかつたため、第69期では反省して、系統的なプログラムに切り換えた。
すなわち、否認事件であれば、1つの事例を基にして、捜査弁護、公判前整
理手続、そして公判審理の準備を通して行う、自白事件であれば、裁判員裁
判を前提とした自白事件についての基本を教える、というふうに系統立てた。

アンケートの結果を見ても、それが功を奏した、その進め方は非常に良かつ
たということだと思つるので、第70期においてもそれを踏襲する形にした。
また、第70期導入修習日程予定表について、講義の内容をより明らかにす
るために、「刑弁演習1」という講義名に、括弧書きで「捜査弁護」と副題を
付けたり、「刑弁演習3」という講義名に、括弧書きで「量刑事件」と副題を
付けたりするなど工夫をして、系統立てたプログラムがより一層理解できる
ようにしたので、今後、これがどう扱われるのか見ていきたいと思う。

(黒河内幹事)

民事弁護科目について、御説明させていただく。

図表2-2-2で、「民弁講義1(民事保全・民事執行)」及び「民弁講義
2(弁護士の職責等)」が第68期に比べて第69期では「役に立った」の割
合が増えている。第68期では、民事保全・執行の講義を実質150分で行
っていたのだが、第69期では、弁護士の職責等の講義の時間を削って民事
保全・執行の講義に回し、合計200分に拡大した。その結果として、「民弁
講義1(民事保全・民事執行)」及び「民弁講義2(弁護士の職責等)」の
「役に立った」という割合が増えたのだと思う。

民事保全・執行の分野は、法科大学院で学んで来た人とそうでない人の差
があつて、民事弁護教官室でもどのレベルに合わせて講義をしたらよいか、

迷いがあった。また、範囲も大変広く、今まで150分という枠内で講義をしていたのを、時間を拡大したことによって、司法修習生にとって分かりやすくなったということの結果だと思う。

「民弁講義2（弁護士の職責等）」では、新人弁護士が全く知見のない著作権に関する事件を初めて取り組み、示談で解決していくという内容のDVDを見せた上で、新人弁護士になったら仕事についてどのような取組をするのか、また、その前に、実務修習でどういったことを学んできてほしいかを指導した。第69期では弁護士倫理を外したほか、和解などの実務修習中に体験するであろう事項について基礎的な内容を教えるなどした結果、評価が上がった。

もっとも、弁護士倫理もきちんと取り組むべき内容であるので、導入修習でもこの内容をもう少し入れないといけないと思っているので、今後引き続き検討していきたいと考えている。

（高橋委員長）

導入修習については、第69期における司法修習生のアンケートの結果を見ても、第68期同様、各カリキュラムへの評価は安定しており、導入修習の所期の目的はほぼ達成できていると感じるが、今後とも不断の検証を継続して、改善に努めていくことになる。

イ 分野別実務修習に関する状況等について

（高橋委員長）

では、次に本日のメインテーマである、幹事会ワーキンググループにおける検討状況等を中心とした、分野別実務修習の実情等に移りたいと思う。ワーキンググループの位置付けの整理について染谷幹事から提案があるとのことなので、願います。

（染谷幹事）

ワーキンググループの位置付けの整理ということで委員会にお諮りしたい点

があるので、御説明する。

幹事会ワーキンググループでは、これまで幹事会の指示に基づき、実務修習を中心とする司法修習の実情把握とその充実策について検討が行われてきたところである。

もっとも、そもそも、司法修習委員会は、最高裁判所からの諮問に応じ、司法修習の基本方針の策定及び実施に関する重要事項等について、調査審議すること等を所掌事務としている。そうすると、現在のように、ワーキンググループが実務修習の充実に向けた具体的方策といった各論的な事項を議論の対象とするようになってくると、幹事会からの指示に基づくものであると言いつけてよいのか、若干の疑義があるように感じている。

そこで、ワーキンググループの位置付けについて、次のとおり整理することをお諮りしたいと思う。今後のワーキンググループについては、司法研修所が設置主体となって、これまでと基本的に同様のメンバーに参加していただき、実務修習の実情を把握し、その充実のための具体的な方策を検討していくというものである。そして、そこでの検討結果について、司法研修所から幹事会及び本委員会に御報告し、御意見を伺うことにしたいと考えている。

幹事会に設けられているワーキンググループについては、一旦ここで取りやめることを御承認いただいて、その後は司法研修所で設置したワーキンググループでの検討結果に基づいて御議論いただくことにしていただければと考えている。こういったワーキンググループの位置付けの整理については、9月のワーキンググループ及び11月8日の幹事会でも提案を申し上げたが、特段異論はなかったところである。

(高橋委員長)

我々司法修習委員会で議論する中身が大きく変わるというわけではなく、幹事会の下というのが制度上そぐわないことに気が付いて整理したということのようであるが、何か御意見があれば御発言いただきたい。

(各委員)

(異議なく了承)

(高橋委員長)

それでは、分野別実務修習に関する状況等に関して、染谷幹事から報告をお願いしたい。

(染谷幹事)

分野別実務修習の実情等に関して、前回の委員会以降のワーキンググループでの検討状況や指担協での議論状況等を踏まえて執られた施策を中心に、御報告する。

ワーキンググループでは、これまでも分野別実務修習の実情把握のために、司法修習生が記載する実務修習結果簿を分析する手法を取ってきており、前回の委員会では、第68期の第1クール分の集計結果を御報告した。今回は、第69期の第1クール分の集計を行ったので御報告する。

まず、民事裁判であるが、起案件数について、起案総数、事実認定起案の件数のいずれも、ガイドラインの基準をほぼ全員が達成している。

次に、刑事裁判であるが、起案件数のうち起案総数について、第67期から第69期にかけて件数の増加が認められており、事実認定起案の件数についても、ほぼ全員がガイドラインの基準を達成できている状況である。

検察であるが、捜査実務修習について、ガイドラインでは、「少なくとも3件の具体的な事件について」修習させることとされているが、1～2件にとどまった者は11人で、全体の2.1%にすぎず、ほぼ全員が達成できている。公判実務修習については、ガイドラインでは、「少なくとも1件の具体的な事件について」修習させることとされているが、1件も経験しなかった者は2人で、全体の0.4%にすぎず、ほぼ全員がガイドラインの基準を達成できている。

最後に、弁護であるが、民事弁護から見ていくと、訴訟・調停等の起案につ

いて、第69期では、平均件数は5.1件となっており、分布としては6件をピークに4～6件という辺りが多くなっている。一方、0件又は1件という者は12人で約3%にとどまり、第68期までよりも正規分布に近くなり、バラツキ具合が改善されたように思われる。

刑事弁護であるが、ガイドラインでは、「最低1件（可能であれば起訴前、起訴後とも各1件以上）」とされているが、被疑者弁護・被告人弁護の両方を経験した者は77.3%となる一方で、全く刑事弁護を経験できなかった者の割合は0.5%である。第68期では、被疑者弁護・被告人弁護の両方を経験した者は70.9%、全く刑事弁護を経験できなかった者の割合は3.3%であったので、数値が改善したといえる。

以上が実務修習結果簿の集計結果である。

続いて、分野別実務修習の実情に関する本年7月の指担協の協議結果を御報告する。

まず、ガイドラインの周知状況については、本年度の指担協では、全ての分科協議において、各指導担当者に対するガイドラインの周知が図られていることが確認できたところである。

続いて、ガイドラインに沿った指導を行うための工夫についても各分科会で御議論いただいたが、代表的なものを御紹介させていただく。

民事裁判では、裁判官において、ガイドラインに則った起案件数をこなしているかを確認しながら、計画的な修習を行うよう努めるようになったとの御意見があった。弁護では、クールの途中で中間報告会を開催したり、指導担当弁護士にチェックリストや報告書を提出させたり、司法修習生にアンケートを取ったりしてガイドラインに沿った指導がされているかを確認し、不足がある場合には、指導担当弁護士にその旨を伝えたり、里子等の形で他の弁護士に指導を委ねたりして対応しているといった工夫例が挙げられた。また、司法修習生にはメインの指導担当弁護士以外に副担当の弁護士を付ける、

5～6人の司法修習生ごとに担任を付けるなどして、不足する修習内容を補完し合っているとの指摘もあった。おおむね指導担当者や修習委員会の側で、分野別実務修習の期間全体を見通して、ガイドライン達成のために計画的に修習を実施するよう意識されるようになっていくことが窺われるところである。

それから、弁護では、実務修習結果簿はガイドラインに沿って作成されているので、結果簿をガイドライン達成のチェックリストとして用いるのが効果的であるといった御意見もあった。司法修習生及び指導担当者の側の双方が、実務修習結果簿の記載によってガイドラインの達成状況を把握し、不足があればそれを補うように努力するとの取組が広がってきていることが窺われる。

ガイドラインを達成するための具体的な指導方法の工夫については、昨年の指担協でも議論されたが、簡単に御紹介させていただくと、民事裁判では、主張分析や事実認定のサマリー起案が中心ではあるが、和解案、リサーチペーパー、合議メモ、進行検討メモ、本人尋問の尋問事項メモ等の多様な起案をさせているといったような紹介があった。進行中の事件に適したものがない場合には、既済記録を使用して修習させるなどの取組が各分野を通じて広く行われていることも確認できた。

また、弁護では、先ほども申し上げたが、指導担当弁護士以外の弁護士への指導の依頼や、メーリングリストの利用・弁護士会の他の委員会からの協力により事件を紹介してもらうなどして、なるべく多様な事件を経験できるような工夫が行われていることも確認された。

以上が指担協の協議結果の概要である。

次に、第70期の実務修習結果簿の書式及び刑事裁判のガイドラインの改訂について、御説明させていただく。

指担協の協議結果の中でも指摘があったように、実務修習結果簿は、ガイ

ラインの達成状況を分析する際の基礎資料となるのみならず、指導担当者及び司法修習生の双方が、修習期間中においてガイドラインの達成状況を確認する、いわばチェックリストとして用いられるようになってきており、その重要性がますます増してきているところである。

そこで、第70期司法修習の実務修習結果簿については、本年度の指担協での議論状況等も踏まえて、より正確に実情を把握し、かつ、よりガイドラインに沿った内容とするために、改訂を加えることとした。

また、刑事裁判のガイドラインについても、従前のガイドラインの内容は、実務修習における修習の実情に比してやや誤解を招きかねない部分もあったので、指担協での議論を経て、本年8月に改訂版を発出した。

以上が、分野別実務修習に関する状況等についての御報告である。

(高橋委員長)

続いて、染谷幹事から幹事会における議論の状況の報告をお願いしたい。

(染谷幹事)

幹事会でも、今しがた私から御報告した内容と同旨の御報告をさせていただいた。

さらに、民事裁判及び刑事裁判の各上席教官の幹事からは、第69期に結果簿の書式が改訂されたことによって法廷傍聴の件数の傾向が変わったことを踏まえて、指担協で裁判修習中の手続傍聴の実情に関して協議した結果等が紹介された。

また、検察、民事弁護及び刑事弁護の各上席教官の幹事から、第67期・第68期から第69期にかけて起案件数等の改善が見られた点について、各実務修習で行われている工夫等が紹介された。

そのほか、第70期の実務修習結果簿の書式改訂や刑裁ガイドラインの改訂についても、各上席教官の幹事から紹介がされた。

これに関連して、小林幹事からは、結果簿の書式がガイドラインを踏まえ

たものになったことで、結果簿を利用しつつガイドラインに沿った指導を行ってもらおうよう、引き続き指導担当弁護士に周知徹底していきたいとの意見があった。

これらを踏まえて、分野別実務修習については、ガイドラインの周知、ガイドラインに沿った指導の実現について相当の改善が見られるものの、引き続き司法研修所と各配属庁会が連携を取りながら、残された課題を克服すべく工夫を重ねることで、更なる質の充実を図っていただくよう期待すること、委員会においても同様に御意見を伺う必要があるとのことで、意見が一致した。

(高橋委員長)

それでは、ただ今の説明も踏まえ、御議論をいただきたい。

第67期、第68期と比べて、第69期では法廷傍聴の件数が増えたと聞いたが、これは統計の取り方が関係しているのだろうか。

(松本幹事)

民事裁判修習の結果簿の集計結果では、法廷傍聴の件数について16件がピークとなっているが、これは結果簿の記入欄がちょうど16個になっていることも関係しているように思われる。指担協においても、法廷傍聴の件数の推移を踏まえて、傍聴した事件について実質的に裁判官と議論をしたり、事前に記録を検討した上で傍聴したりというように、結果簿に記載するのに相応しい事件の数はどれくらいあるのだろうかと話合った。指担協で伺った傍聴の実情としては、司法修習生は複数の裁判官に付いてそれぞれの訴訟指揮を見られるようにしているとか、修習期間の冒頭では全件を傍聴させて、その後は適宜事件を選択して傍聴させているとのことであり、色々工夫して傍聴させていた。そういう実態を踏まえて、記録をよく検討して傍聴し、裁判官と実質的な議論をする事件の件数としては、おおむね10件強から20件程度が相当だろうというところに異論はなかった。

(高橋委員長)

第69期の集計結果を見ても、大体2か月間で10件から20件ぐらい、裁判官と協議しながら、法廷傍聴をしたということになるだろうか。

(松本幹事)

起案する時間等もあるので、その中で、そういう実質的な傍聴件数としては10件強から20件程度であったということになるろう。

(高橋委員長)

どの分野もガイドラインに沿って実務修習が実施されるようになり、ガイドラインが浸透してきているという傾向は大体同じであるが、先ほどお話にあった刑事裁判修習のガイドラインの一部改訂について御説明をいただきたい。

(細田幹事)

ガイドラインについて、大きな改訂というわけではないが、例えば、先ほど起案件数の改善について染谷幹事からも報告があったが、「事実認定について少なくとも2件」という点は変わらない。他方で、それ以外の起案については、「具体的事件に現れた手続上の問題点や量刑について検討した結果をまとめたレポートなども含め、全体で少なくとも4件の起案をさせていただきたい」と記載している。

事実認定以外の起案について、従前のガイドラインでは、「実体法及び訴訟法上の問題点について調査研究した結果をまとめたレポート」と記載しており、かなり重い起案を想定しているような記載ぶりであった。しかし、指担協での議論などを通じて、「具体的事件に現れた手続上の問題点や量刑について検討した結果をまとめたレポート」ということで、事案の解決に必要な限りで、要点を絞って結果をまとめたレポートなどもここに含んでよく、バラエティを図った色々な角度の起案を行わせながら司法修習生に力を付けてもらうという、共通認識が図られたので、これに沿った形でこの度ガイドラインを改訂させていただいた。ガイドラインの改訂の趣旨については昨年度、

本年度の指担協の場で議論してきたので、現場とも共通認識が図れており、そのこともあってか、起案件数なども徐々にガイドラインに沿ったものになってきているという状況である。

(高橋委員長)

検察では、公判実務修習の経験割合が増えたのが顕著であるといえるのではないだろうか。

(飯島幹事)

委員長から公判実務修習についての御指摘があったように、もとより法廷での公判活動は、検察の活動の一翼を担うものである上、公判実務修習は、色々な意味で司法修習生の関心も高いし、また、ガイドラインにも記載されているので、これはこれできちんと修習してもらふ必要があると認識している。

第67期では、公判実務修習について「経験なし」が76人で、全体の14%であったが、第68期では、「経験なし」が16人で、全体の3.3%に減少し、第69期では、「経験なし」が2人で、全体の0.4%ということで、公判実務修習を経験していない人の割合を減らしている状況である。

補足すると、第67期、第68期でそれぞれ確認したところ、少なからず結果簿への記載漏れがあったという報告も受けている。ただ、やはり結果簿には修習した内容を漏れなく記載してもらわなければいけないということで、事あるごとに結果簿にきちんと記載してもらうように指導している。さらには、公判実務修習もしっかりやってもらうようお願いしているところであって、その結果が、先ほどの結果簿の集計結果に現れているのではないかと考えている。

指担協の協議内容に関して、公判実務修習に関するガイドラインの定めを実践するための工夫例として、公判部の里親検事の下で、公判傍聴のみならず、証拠分け、立証趣旨の検討、冒頭陳述・論告の起案を行わせているとの報告

を受けている。ただ、中には適当な進行中の事件がない場合もあるので、そういった場合には確定記録を用いて論告の起案をさせたり、模擬証人尋問を実施している例もあるし、裁判員裁判のリハーサルに参加させて意見を述べてもらったりといった工夫をしているとのことである。さらには、被害者参加制度のもとで、もちろん先方の了解をいただいた上であるが、被害者参加弁護士との打合せの場に同席させるようなこともしている。

以上のように、各庁の実情や、そのときに係属している事件等に基づいて、工夫を凝らしながら修習を行っているとの報告を受けているところである。

(高橋委員長)

捜査と公判のバランスがうまく取れてきたということであろう。

弁護では、失礼な言い方になるかもしれないが、ガイドラインの周知度が少し遅れていたところかと思うが、民事弁護と刑事弁護ではどうか。

(黒河内幹事)

民事弁護の関係では、第67期、第68期に比べて、第69期では起案の経験件数に改善が見られ、非常に喜ばしく思っている。先ほど染谷幹事からの説明にもあったように、実務の指導担当者においてガイドラインに沿った修習が実現できるよう努力していただいた結果によるものだと考えている。

ただ、教官室としては、実務修習中にさらに起案能力を研さんして集合修習に戻ってきてもらうことを望んでおり、その点を現場にも認識していただいた上で、司法修習生の指導に当たっていただきたいと思っている。法廷活動の実習が少ない事務所もあるので、その辺りをどうやって指導するかということ进行を明らかにするために、第70期の結果簿の書式では、起案は、「裁判所提出書面だけでなく、依頼者への期日報告書、法的問題点に関する検討メモ、リサーチペーパー等も含む。」との注記を付した。

また、先ほど民事裁判でも同様のお話があったが、民事弁護の起案件数が6件でピークになっているが、それは結果簿の記載欄が6件分しかないからで

はないかという意見もあり、「6件以上起案した場合には、別紙に記入する。」との注記を付した。このように、実務修習結果簿の記載を分かりやすくすることで、修習の実を上げてもらえればと思う。

(神山幹事)

刑事弁護の経験割合については、かなり改善した。この点は指担協でも話が出て、各弁護士会とも、各弁護士間のネットワークを利用して、指導担当以外の人にも事件を紹介してもらうなど御協力をいただいている状況である。

被疑者弁護と被告人弁護の両方を経験させるという点については、本来であれば被疑者弁護を受けて、うまくいけば起訴されないで終わり1件しか経験できず、うまくいかないと2件両方を経験できるという矛盾した結果になる。指担協で各单位会に尋ねたところ、やはり両方を経験させた方がよいとの御意見が多かったので、今後、各单位会は努力してくれることを期待している。

また、刑事弁護の起案件数について、30%くらいの方は、一切起案していないとの結果が出ている。元々、結果簿には、起案は、「裁判所提出書面だけでなく、弁護方針や問題点に関する検討メモも含む」と注記を付しているのだが、指導担当者への周知が足りておらず、指導担当者の側は、裁判所に出す書面、あるいは検察庁に出す書面のみを起案と考えていたところがあったので、指担協でこの点を周知した。今後は、弁護方針を検討するメモを司法修習生に書かせて、それを元に指導担当者と議論をしてほしい、結果簿の起案にもこのメモを含めてほしい旨、指担協の出席者をお願いしたところ、賛同を得たので、今後は、起案件数も増えて、指導も整っていくことを期待している。

(高橋委員長)

全体的にガイドラインに沿った形で指導が行われ、修習が進んでいるものと理解した。

続いて、分野別実務修習に関する検討状況等のうち、その他の事項として、

両弁護教官室から各地の指導担当弁護士に向けてペーパーを発出したとのことであるので、染谷幹事から報告をお願いしたい。

(染谷幹事)

後ほど両弁護教官室から補足していただくとして、弁護修習に関しては司法研修所と各弁護士会の指導担当弁護士との連携を深めることが必要であるという認識のもとに、両弁護教官室から各地の指導担当弁護士に向けた文書を発出することにした。その内容は、弁護修習に関する各教官室の指導方針や、導入修習や集合修習における指導内容の現状を紹介した上で、実務修習の指導において心掛けてほしい内容を記載したものである。

まず、「幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的問題の解決のための基本的かつ汎用的な技法と思考方法を修得させること」という司法修習の理念・到達目標を改めて記載した上で、第68期からの導入修習の実施や裁判員裁判制度の導入等を受けて、司法研修所における両弁護教官室の近時の指導内容が、従前のものから変化を遂げていることを説明しているものである。これらを踏まえて、実質的な意味での法的分析能力、事実認定能力等をかん養するためには、先ほどもお話にあったように、実務修習中の起案の素材も裁判所提出書面に限られないことが記載されている。このほか、指導担当弁護士が指導事項を確認する上での実務修習結果簿の活用、他の弁護士と連携した指導の在り方など、これまでガイドライン達成のための工夫例として検討されてきた内容も盛り込まれている。

補足的な説明は両教官室からお願いしたいと思う。

(黒河内幹事)

司法修習生に行わせる起案の内容についての留意点として、準備書面や訴状などの裁判所提出書面だけでなく、先ほど御説明した結果簿の注記のように、一般的な法的文書も起案に含めることを前提に、様々な文書を起案させる機会を与えて御指導いただきたい旨を記載した。これによって、法廷実務、

法廷活動に余り比重を置いていない事務所に配属された司法修習生が起案を全くしていないという状況もなくなると考えている。

(神山幹事)

刑事弁護科目については指導方針を抜本的に変更した。公判前整理手続や裁判員裁判制度が導入されたことに伴って、公判審理前にケース・セオリーを確立することが重要であるとの指導方針を明確にした。

それを踏まえて、起案で使う記録も、見通し型の記録にした。つまり、被疑者・被告人から聴取したメモ、証拠開示を受けた資料、自ら調査・収集した資料に基づいて、公判を想定して最終弁論を準備させるものである。そして、最終弁論を準備したことによって、例えば主尋問では何を聞くのか、反対尋問ではどういうことを獲得していくのかということを見通して行うという形の記録にした。そういった教官室の指導内容の変化を伝えるとともに、実務修習もその方針に沿って行ってほしい旨を記載している。このような指導方針は、日弁連が刑事弁護センター等で裁判員裁判を意識してやっている弁護士向けの研修や法テラスのスタッフ弁護士向けの研修とも軌を一にしており、刑事弁護に関する指導方法について、その冒頭部分を司法研修所で見せて、実務に出たら日弁連の研修や法テラスの研修をその延長で受けようという、一本の形にした。

もう一つは、先ほど御紹介したが、裁判所や検察庁への提出書面だけでなく、弁護活動検討メモも起案させた上で、そのメモを基に司法修習生と議論をしてほしい旨を記載している。

例えば、覚せい剤の自己使用の自白事件においても検討することはあるだろうと思うので、司法修習生にそういった点をメモにもらい、議論させるよう指導してほしいということで、検討メモの具体例を明記した。このようにすることで、実際の刑事弁護の指導そのものも、幅広いより良いものになっていくのではないかと考えている。

(高橋委員長)

私は法科大学院で指導している立場だが、今の学生は図を描くのが上手である。図であれば全体が分かり、うまくまとまっているようにも見えるのだが、文章を書かせると論理が繋がっているかどうか分かるので、訓練をさせるのにやはり良いと思う。そして、今の司法修習課程は法廷実務家ばかりを念頭に置いていると批判を受けるわけだが、ここで言う「起案」とは、幅広い色々な文章を含んでいるということであろう。そういった内容の文書を各地の指導担当弁護士に向けて出していただいたということである。

(酒巻委員)

今、神山幹事が御説明した内容は、既に行われているのか、それともこれから行われるのか。

(神山幹事)

実は、第67期から半分入れて、第68期もそれを踏襲し、第69期では全面的にこの見通し型にした。

(酒巻委員)

この見通し型というやり方はとても良いと思う。

(高橋委員長)

本日、導入修習の面、分野別実務修習の面、いろいろと協議してきたが、何か補足したい点はあるか。

(翁委員)

分野別実務修習については、非常に努力されてきていることがよく分かった。素人的な意見で恐縮だが、例えば、第69期で公判実務修習を経験していない人が2人いるなど、そのような経験していない人を減らすことが大きな目標の1つだと思うのだが、更に改善できる点があればぜひお願いしたい。

(井窪委員)

翁委員の御指摘はもっともではあるが、修習期間が2年で、司法修習生が5

〇〇人いた時代では、弁護実務修習が4か月間あった。その時代であっても、被疑者弁護と被告人弁護の両方を経験できた人は、おそらくそんなにいなかったのではないかと思う。そして、今では当番弁護の活用や弁護士の紹介など、色々な制度があって、そういう機会を通じて、幅広く修習ができるようになった。そういう意味では、刑事弁護については今の司法修習生はむしろ恵まれているという印象であるし、さきほど神山幹事のお話にもあったように、指導方針を変更する取組やそれに呼応する指導担当者側の取組もあり、修習が非常に充実してきていると思う。

もちろん、そのような状況であっても、被疑者弁護と被告人弁護の両方を経験できなかった人もいる。ただ、司法修習生同士で、あの人は両方経験できたようだが、自分は経験できなかったということがあっても、その部分については今後の課題であると認識して、それを自学自修や法曹になってからのオン・ザ・ジョブ・トレーニングに結び付けてもらうということも必要だと思う。また、そういう機会を与えているという意味もあるので、ポジティブに受け取ってもらえればと思う。

それから、分野別実務修習においてガイドラインに沿った修習の指導を行うという意識は、指導担当者側に確実に定着しつつあると思う。結果簿を分析して、必ずしも着実に改善しているとはいえない、まだ不足しているという御意見もあるかもしれないが、指導担当者側が結果簿について余り深い関心を持っていなかったという面もある。この分野別実務修習の指導内容を把握するために、結果簿の記載が非常に重要になるということも、教官側から指導担当者にお話ししていただいて定着しつつある。もう少し辛抱強く見守っていけば、更に良い結果が出てくるのではないかと思う。

(翁委員)

充実してきていることは分かるのだが、経験できていない人がほんの少しでも残っているというのは、少し残念であると感じて申し上げた。

(飯島幹事)

基本的には井窪委員の御説明のとおりだと思うが、検察としては、公判実務修習を経験できるかどうかという点については、たまたま適当な事件がないとしても、適宜の確定記録は存在するなど、物理的な可能性という面では可能であると思うので、引き続き、ガイドラインの徹底について周知を図り、公判実務修習を経験できなかったといったような事態はなくなるようにしていきたいと考えている。

(高橋委員長)

本日の議論を踏まえて、委員長としては、次のような形で本委員会の意見をとりまとめさせていただきたいが、いかがか。

第1に、導入修習については、2年目の第69期においては、第68期からのカリキュラムの変更について一定の成果が上がったものと窺われるところではあるが、今後とも不断の検証を継続しつつ、司法研修所教官室において、より導入修習の目的に即したものとなるよう、引き続き改善に努めていただきたい。

第2に、分野別実務修習については、ガイドラインの周知、ガイドラインに沿った指導の実現について相当の改善が見られるところであるが、引き続き司法研修所と各配属庁会が連携を取りながら、課題があるとすればそれを克服すべく工夫を重ねることで、更なる質の充実に努めていただきたい。

(各委員・幹事)

(異議なく了承)

(4) 今後の予定について

(高橋委員長)

次回の委員会の具体的な日程については、後日調整させていただきたい。

それでは、これをもって第32回司法修習委員会を終了する。

以 上